ACSES ニュースレター_２３２６号（2022 年６月３日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇消防危第 113 号　令和３年中の危険物に係る事故に関する執務資料の 送付について〈総務省消防庁〉
◇ペットボトルにぎっしり乾電池　農業用水路に不法投棄８本〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・体育大会中に約 40 人が熱中症の症状 8 人搬送 大阪の中高一貫校〈放送報道〉
・ホンダカーズで不正車検　関東運輸局、指定取り消し〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について〈環境省〉
・自転車の変速機を無償点検　シマノ、転倒の恐れ〈Web 報道〉
・剣道練習で障害、賠償求め提訴　六甲学院側に１億７千万円〈Web 報道〉
・すき家、早朝も複数勤務体制に　１月、「ワンオペ」中に死亡〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大水害対策]
・線状降水帯予報6月1日スタート　早期備えへ、精度は課題〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委員会告示第2号）〈官報〉
・原子力規制委員長「審査中断、不許可ありうる」　再稼働審査めぐり／終わらぬ立証、突きつけた審理終結　北海道電力敗訴に見る「リスク」〈新聞報道〉
・島根原発2号機 知事が再稼働に同意 県議会で表明〈放送報道〉
・「川の生き物の放射性セシウム濃度はどのようにして決まるのか」記事を公開しました【FRECC+(フレックプラス)】〈国立環境研究所〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 92 号）〈官報〉
[4] 反応熱推計支援ツール・示差走査熱量測定及び断熱測定データ・ CRW（Chemical Reactivity Worksheet）Ver. 4.0 の使用方法・化学薬品の混触危険ハンドブック データ編　データベース　を公開しました〈労働安全衛生総合研究所〉
[5] 健康安全
◇熱中症予防のために〈厚生労働省〉
◇妊婦の水銀ばく露と妊娠糖尿病との関連：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）〈国立環境研究所〉
◇マウスの精巣、36 度以上で精子作れず　研究者に人への影響も聞いた〈新聞報道〉
[6] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 194 号）〈官報〉

眩草、苦参（クララ、くららぐさ）

［7］農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 942～950 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 951～953 号）〈官報〉
◇農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
［8］食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和４年５月 20 日生食発 0520 第１号）〈厚生労働省〉
◇食品安全情報(化学物質)No.11(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
［9］廃棄物関係
◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和４年５月 23 日付け）に係る公告及び縦覧について〈環境省〉
◇高校生も楽しめる資源循環・廃棄物研究情報誌オンラインマガジン環環 2022 年５月号「河川マイクロプラスチック調査方法の共通化の取り組み」が公開されました。〈国立環境研究所〉
◇ゴミ“蒸し焼き”で金銀“取り出し”　相模原市が使う特別な「焼却炉」その仕組み〈放送報道〉
［10］温暖化対策関係
◇脱石炭、早くも認識にずれ　G7 合意、日本は継続主張〈Web 報道〉
◇CO2 回収、脱炭素の柱に　エネオス社長、国は支援を〈Web 報道〉
［11］環境安全関係
◇令和４年度東京湾環境一斉調査の実施について〈環境省・農林水産省〉
◇（仮称）輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇日本の SDGs 達成度、世界 19 位に低下　増えた「最低評価」〈新聞報道〉
［12］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　１件
［13］その他省庁発表　　２件
［14］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
［15］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件
［付録］
◇島根原発２号機 知事が再稼働に同意 県議会で表明〈放送報道〉
◇ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起〈消費者庁〉／「追加費用なし」実際は高額　不用品回収２社を公表―消費者庁〈Web 報道〉
◇沖縄特産販売株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／根拠のない表示で健康食品販売 会社に再発防止命じる措置命令〈放送報道〉
◇教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）〈文部科学省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇消防危第 113 号　令和３年中の危険物に係る事故に関する執務資料の 送付について

＜総務省消防庁　2022 年 5 月 27 日＞

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b24505e04c38d99101dda5c42b7f5f8f36aec676.pdf

消防危第１１３号
令和４年５月２６日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁危険物保安室長

令和３年中の危険物に係る事故に関する執務資料の送付について（通知）

今般、「令和３年中の危険物に係る事故の概要」及び「都道府県別の危険物に係る事故の発生状況」をそれぞれ別添１及び別添２のとおり取りまとめました。また、令和３年中の危険物に係る事故の主なポイント、指導上の留意事項等を下記のとおり取りまとめましたので、執務上の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　令和３年中の危険物に係る事故の主なポイント

(1)　火災事故

ア　火災事故の発生及び被害の状況

前年と比較して危険物施設における火災事故の発生件数は 37 件増加し、224 件となっており、そのうち重大事故は 12 件発生している。

施設別の火災事故発生件数については、一般取扱所、製造所、給油取扱所の順となっており、この３施設で全体の約 95%（213 件/224 件）を占めている。

また、１万施設当たりの火災事故の発生件数の高い危険物施設は、製造所、一般取扱所であり、近年この傾向は変わっていない。

イ　重大事故の発生施設

重大事故の発生施設としては、一般取扱所が最も多く８件、次いで製造所が４件の順となっている。

ウ　重大事故における深刻度評価指標

深刻度評価指標別に各重大事故をみると、収束時間指標が重大事故要件に達しているものが 12 件、影響範囲指標が１件、人的被害指標が０件となっている（各指標の件数は、重大事故の要件に達しているものを全て計上している。）。

エ　出火の原因に関係した物質

火災事故のうち、危険物が出火の原因に関係した物質となる火災事故が約 49%（110 件/224 件）を占めている。このうち、第４類の危険物によるものが約 92%（101 件/224 件）を占めており、品名別にみると、第４類第１石油類が約 55%（56 件/101 件）と最も高い割合を占めている。

オ　火災事故の発生原因及び着火原因

火災事故の発生原因では、人的要因が約 54%（120 件/224 件）を占めている。このうち、維持管理不十分によるものが約 34%（41 件/120 件）を占めている。主な着火原因では、静電気火花が約 22%（50 件/224 件）と最も高く、次いで過熱着火が約 12%（26 件/224 件）の割合を占めている。

(2)　流出事故

ア　流出事故の発生及び被害の状況

前年と比較して危険物施設における流出事故の発生件数は 47 件増加して、422 件となっており、そのうち重大事故は８件発生している。

施設別の流出事故件数については、一般取扱所、給油取扱所、屋外タンク貯蔵所の順となっており、この３施設で約 58%（246 件/422 件）を占めている。

１万施設当たりの流出事故の発生件数の高い危険物施設は、移送取扱所、製造所、一般取扱所であり、近年この傾向は変わっていない。

イ　重大事故の発生施設

重大事故の発生施設としては、地下タンク貯蔵所及び一般取扱所が最も多く３件、次いで移動タンク貯蔵所及び給油取扱所が１件の順となっている。

ウ　重大事故における深刻度評価指標

深刻度評価指標別に各重大事故をみると、流出被害指標が重大事故要件に達しているものが８件、人的被害指標は０件であった（各指標の件数は、重大事故の要件に達しているものを全て計上している。）。

なお、「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について」（令和２年 12 月７日付け消防危第 287 号）に基づき、令和３年中から新たな深刻度評価指標を適用している。

エ　流出した危険物

流出事故において流出した危険物の種類は、第４類の危険物が約 98%（415 件/422 件）を占めており、このうち第４類第２石油類が約 37%（155 件/415 件）と最も高い割合を占めている。

オ　流出事故の発生原因

流出事故の発生原因は、物的要因が約 55%（232 件/422 件）を占めている。このうち、腐食疲労等劣化によるものが約 65%（151 件/232 件）を占めている。腐食疲労等劣化による流出事故が多い施設は、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、製造所の順となっている。

また、約 35%（149 件/422 件）を占める人的要因のうち、操作確認不十分によるものが約 46%（69 件/149 件）を占めている。

２　指導上の留意事項

火災事故の発生原因としては、人的要因である維持管理不十分や操作確認不十分、誤操作が多く、着火原因では、静電気火花や過熱着火が多い。次に、流出事故の発生原因としては、物的要因である腐食疲労等劣化が最も多く、次いで人的要因である操作確認不十分によるものが多い。

火災事故及び流出事故のいずれの場合においても、人的要因に対する対策としては予防規程等を活用した保安教育の徹底、物的要因の対策としては施設及び設備等の経年劣化も踏まえた点検、維持管理の徹底について、あらゆる機会を活用し指導されたい。

また、危険物に係る事業者団体、消防関係機関等により策定された「令和４年度危険物等事故防止対策実施要領」と別添１及び別添２の統計データを参考とし、都道府県別の事故発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止対策を実施していくことが必要である。特に、令和３年中も含め近年の事故件数や事故発生率が大きく増減したものについては、その原因や再発防止について検討されたい。

３　風水害対策の留意事項

梅雨期や台風期を迎えるに当たり、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（令和２年３月 27 日付け消防危第 86 号・消防災第 55 号）、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について」（令和３年３月 30 日付け消防危第 49 号・消防災第 41 号）及び「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」（令和４年３月 30 日付け消防危第 63 号）に示す危険物施設の風水害対策ガイドライン等における各事項を確認の上、事業所の実情に応じて必要な対策を講ずるよう指導されたい。

４　令和３年中の危険物施設における火災事故及び流出事故の代表的な事例について

令和３年中の危険物施設における火災事故及び流出事故の中から、重大事故を中心に 15 件の事故事例について、事故概要、事業所における事故を踏まえた対策と効果、及び事故事例から得られる事故防止対策上のポイント等を別添３のとおりとりまとめたことから、事業所における従業員への保安教育等に活用されたい。

◇ペットボトルにぎっしり乾電池　農業用水路に不法投棄８本

＜両丹日日新聞　2022 年６月２日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/7e334b58dd8fce6ca83d953396267237df10ec02

乾電池を大量に詰めたペットボトルの不法投棄が、京都府福知山市土師宮町の水路で相次ぎ、地元住民が憤っている。被害がやまず、福知山署に通報した。

水路は幅、深さともに2メートルほどで、農業用水としても活用される。この水路で乾電池入りのペットボトルが最初に見つかったのが5月5日。近くの男性が回収したが、その後も投棄が続いて5月末まででペットボトルが計8本になった。

福知山市では、一般家庭の乾電池は指定日にごみステーションに出すことができる。一方で事業所の乾電池は市環境パークでは受け入れておらず、市内の取り扱い業者で処分する必要がある。

市は「乾電池の不法投棄は液漏れして、有害物質で水質・土壌汚染をもたらす」として、正しい処分を呼びかけており、回収した男性も「個人か事業所かはわかりませんが、乾電池を大量に捨てるなんて悪質で許せません。きちんと処分してほしい」と話している。

◇***その他の事故、事件***

・体育大会中に約40人が熱中症の症状 8人搬送 大阪の中高一貫校

＜NHK　2022年6月2日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220602/k10013654531000.html

2日午後、大阪 中央区にある中高一貫校で、体育大会中に複数の生徒が熱中症になったと通報がありました。生徒およそ40人が熱中症の症状を訴えて、このうち8人が病院に搬送されたということです。

続きを読む

2日午後3時すぎ、大阪 中央区玉造にある中高一貫校「大阪女学院」で、教員から「複数の生徒が体育大会中に熱中症になった」と通報がありました。

消防などによりますと、これまでに中学校と高校の生徒合わせておよそ40人が熱中症の症状を訴え、このうち8人が病院に搬送されたということです。

今のところ、症状が重い生徒は確認されていないということです。

学校の運動場では、午前中から中学校と高校の合同の体育祭が行われていたということです。

2日、大阪市では、日中の最高気温が29.2度に達していました。

生徒の母親　“応援合戦の最中に多くの生徒が体調不良訴え”

高校3年生の娘が救急車で病院に搬送された母親は「応援合戦の最中に多くの生徒が体調不良を訴えたと聞いています。娘に会ったが、最初は体が動かせないような状態だったが、いまは少し快方に向かっています」と話していました。

この時期 汗がうまくかけず 熱中症のリスク高く

専門家などによりますと、この時期は、体がまだ暑さになれておらず、熱が逃げにくく、汗がうまくかけずに熱中症になるリスクが高くなりやすいということです。

そのため、運動する際は積極的な水分や塩分の補給をするとともに、温度だけでなく湿度なども加味した「暑さ指数」を参考に、積極的に休憩を取り入れるなどして、熱中症予防に努めて欲しいとしています。

また、体が暑さに慣れる「暑熱順化」には2週間ほどかかるということで、気温が高くなりはじめ、やや暑いなと感じるくらいの日に、外で30分ほど散歩をしたり、家でも週に2回程度はしっかりとお湯につかって入浴するなど、少しずつ汗をかいておくことも重要だということです。

・ホンダカーズで不正車検　関東運輸局、指定取り消し

＜共同通信　2022年6月1日＞　https://nordot.app/904327229868179456?c=39546741839462401

国土交通省関東運輸局は31日、必要な検査をせずに車検を通す道路運送車両法違反があったとして「ホンダカーズ東京中央」の王子店（東京都北区）の民間車検場指定を取り消した。不正車検は計1187台に上るといい、いずれも不具合や事故は確認されていない。

運輸局によると、王子店では2020年8月～21年12月、計1187台でタイヤが正しく取り付けられているかどうかを調べる「サイドスリップ検査」をしていなかったという。

整備士2人は「車検を通せないと、車の整備をし直して再検査する必要があり、仕事がたまるため不正をした」と話しているという。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について

＜環境省　2022 年６月２日＞　https://www.env.go.jp/press/111111.html

https://www.env.go.jp/press/files/jp/118115.pdf

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和４年６月２日（木）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る 102 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 40 件について医学的判定を行いました※1※2。

これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち 53 件（医療費等：45 件、特別遺族弔慰金等：８件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る２件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから､｢石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第 1905071 号 環境省大臣官房環境保健部長通知)｣等に基づき､環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

・自転車の変速機を無償点検　シマノ、転倒の恐れ

＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904578885283610624?c=39546741839462401

シマノは１日、自転車に搭載されている同社製の変速機約 24 万個を対象に無償点検や修理を行うと発表した。一部が走行中に脱落し、後輪に巻き込まれると転倒してけがをする恐れがあるとしている。

無償点検・修理の対象は変速機「RD―TY21B」のうち製造ロットが「TF」「TG」「TH」「TI」「TJ」「TK」「TL」の製品。昨年９月以降に販売された自転車に搭載されている。

申し込みは電話で受け付け、シマノが紹介する自転車店で点検や修理をする。問い合わせはシマノ品質管理センター、電話（0120）660850。

・剣道練習で障害、賠償求め提訴　六甲学院側に１億７千万円

＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904650479854206976?c=39546741839462401

神戸市灘区の六甲学院高剣道部の練習で高次脳機能障害を負ったとして、元部員の男性（32）が１日までに運営元の上智学院（東京都千代田区）に約１億 7200 万円の損害賠償を求め神戸地裁に提訴した。

訴状によると、男性は六甲学院中で剣道部に所属し、高校入学前の 2006 年４月に高校の剣道部の練習に参加。顧問の男性教諭と１対１の稽古で、教諭に下顎付近を竹刀で突き上げられ後頭部から床に落ちた。一般的に中学生の剣道では「突き」の技は禁止されており、防御方法を知らなかったとしている。

男性は睡眠障害などに悩まされ、通学が困難になり留年。15 年に高次脳機能障害と診断された。

・すき家、早朝も複数勤務体制に　１月、「ワンオペ」中に死亡

＜共同通信　2022 年６月２日＞　https://nordot.app/904875213045088256?c=39546741839462401

牛丼チェーン「すき家」で今年１月、50 代の女性従業員が「ワンオペ」と呼ばれる１人勤務中に倒れ、その後死亡していたことが２日、分かった。再発防止のためすき家は、１人勤務が残っている午前５時から９時までの早朝時間帯も、複数勤務体制に移行する方針を２日までに決めた。

すき家によると、女性従業員は１人で勤務していた早朝時間帯に倒れ、午前９時ごろに出勤した従業員が発見

した。病院に搬送されたが、死亡が確認されたという。

すき家では、午前０時から５時までは複数勤務体制を徹底していたが、早朝時間帯は一部の店舗で１人勤務が残っていた。早朝も月内に、複数勤務に見直す。

□*大災害、原発事故対策*

[大水害対策]

・線状降水帯予報６月１日スタート　早期備えへ、精度は課題

＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904384549799133184?c=39546741839462401

局地的な豪雨をもたらす「線状降水帯」の半日前予報が６月１日、スタートした。気象庁は、大雨警報などに先駆けた発表で早期の備えを促す考え。精度には課題が残り、現状の的中率は４回に１回程度にとどまる。担当者は予測技術向上に取り組むとしつつ「他の防災気象情報にも注意してほしい」と話している。

気象庁によると、予報発表は線状降水帯発生が予測される約 12 時間前～6 時間前。住民の避難行動を５段階で示す「警戒レベル」にはひも付かない。予想地域と時間の幅は広く、「九州北部では夜に線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性がある」などと注意を呼びかける。

[原子力施設全般]

◇原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委員会告示第２号）

［官報］　令和4年6月2日　号外　第118号　1～14

https://kanpou.npb.go.jp/20220602/20220602g00118/20220602g001180001f.html

〇原子力規制委員会告示第２号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和四年四月六日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和４年６月２日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

別表の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定又は二重傍線を付した見出しを改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定又は見出しを削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定（二重傍線を付した題名を含む。以下この号において同じ。）を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

別表　原子力災害対策指針の一部改正に関する表

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」のｐ茂名改正項目のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

「「「

⑼　［略］
⑽　諸設備の整備
［⑽・(12)　略］
第３　緊急事態応急対策
［⑴～⑷　略］
⑸　防護措置及びその他の必要な措置
⑹　（略）

」」」

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年６月２日版）
＜厚生労働省　2022 年６月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8nYCdoz-inLAoShY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_nqHU8NbCdUBWORY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p11OueupyIPwocY1Y

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5WGcSNhAEs4aQz9Y
・第 86 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年６月１日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3lpilxgT-y4VSsRY

◇大学等関係

・大学１年の冬からずっとコロナ下　就活生は何に悩む
＜朝日新聞　2022 年６月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6171L2Q61PLFA00G.html
　政府が要請する就職活動ルールでの選考活動が１日、「解禁」された。2023 年春に卒業予定の大学生らの多くは大学１年の冬ごろから新型コロナウイルスの影響を受け、オンラインでの授業や課外活動の制限を余儀なくされた。慣れない対面の面接、数少ない情報交換の場、「ガクチカ（学生時代に力を入れて取り組んだこと)」とよばれる質問にどう答えたらいいのか――。この日、大阪市内の就活イベントに参加した学生に、「悩み」を聞いた。
　「距離をとっているので、マスクをはずしてもらえませんか」。大阪府内の大学４年生の女性（21）は初めて受けた対面の面接で、面接担当者からそう求められ、どきっとした。
　マスクなしで人前に出たことがなく、はずすのがなんだか恥ずかしい。その後のやりとりに集中できなかった。
「対面の面接は難しい」
　大学で友達と就活の進み具合…

・就活面接「解禁」、リアルに緊張する学生も？　オンライン導入が７割
＜朝日新聞　2022 年６月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ615JMHQ61ULFA017.html
　来春卒業する大学生らを対象とした企業の採用選考が１日、政府主導の「就活ルール」上で解禁された。企業の採用意欲は回復傾向で、コロナ禍で中断していた採用を再開する動きもある。オンライン面接の活用が定着したことで、選考の早期化も加速している。(三浦惇平)
　全日本空輸は３年ぶりに総合職の新卒採用を再開し、この日オンラインで１次面接を始めた。
　「航空業界はコロナ禍で苦しみ、夜明けがなんとか見えてきたところです。あえてこの業界を志望してくれたのはなぜでしょうか」。東京都内の研修施設で、面接担当の社員がパソコンの画面越しに学生に問いかけた。
　同社は２年連続で総合職の採…

・就活はヤマ場、対面面接へ回帰　航空・旅行業、採用を再開
＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904554851035168768?c=39546741839462401
　2023 年に卒業を予定する大学生らの面接や筆記試験などの採用活動が１日に解禁され、就職活動のヤマ場を迎えた。オンライン面接を対面に戻す動きが広がり、併用する形が主流となりそうだ。コロナ禍で打撃を受けた航空・旅行業界は需要増を見込んで新卒採用を再開。コロナ禍後を見据え、全体として企業の採用意欲は堅調だ。
　コロナ禍での採用選考は３度目となるが、直近の感染状況は減少傾向。感染防止対策が浸透しており、企業は学生の人柄を把握しやすい対面への回帰を徐々に強めている。

・春先に消える院生「人生がかかっている」　就活長期化は誰のため

＜朝日新聞　2022 年６月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ50432QQ59ULBH003.html

毎年、春先になると大学の研究室から修士学生が消える。

国立大学工学系大学院の男子学生（修士２年）も、「消えた院生」の一人だ。

「3、4 月は正直言って研究どころじゃなかった。就活は自分の人生がかかっているので、研究よりも優先せざるを得ない」

学部のころは、「研究」できる期間がほとんどなかった。研究をしてみたいと大学院へ進学した。理系就職は、修士が優遇されやすいため、就職しやすくなるという思いもあった。

研究をするために進学したが…

修士に進学して早速、夏のインターンシップに向けた説明会や選考が始まった。夏休み期間中だった 8、9 月を中心に、5 社ほどインターンに参加した。

その後もインターン先の会社から社員との座談会などに呼ばれた。今年 3 月になると、毎日のようにエントリーシートの提出や web テストに追われ、4 月になると面接が続いた。

その間、7 社に応募した男子学生が研究室に顔を出すのは週に 1 回程度に。数時間のすきま時間では、データまとめなどの単純作業はできても、じっくり考える時間が必要な研究方針の検討や実験はできない。「就活が終わるまではなかなか次のステップに進めなかった」と話す。

男子学生の研究室では、週に 1 回、研究の進捗（しんちょく）報告会があった。資料を準備して発表し、教授らからの質疑もある。「就活中は報告会を負担に感じた。面接で休んでしまったこともある。3 月は発表できるものがなく、少し前の実験成果を小出しにしてなんとか乗り切った」

男子学生によると、多くの修士学生は、1 年の前期で単位をそろえようと授業を詰め込み、その後はだんだん就活で忙しくなる。単位をほぼ取り終え、就活が終わった 2 年の春ごろから、ようやく研究に専念できる状況だという。

就職活動は年々前倒しになり、期間は長期化している。2 年間しかない修士課程のうち実質、研究に専念できるのは、半年～1 年弱だと言われている。

男子学生も最近ようやく就活…

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ、1 年後も後遺症 3 割以上　入院患者調査、倦怠感や呼吸困難

＜共同通信　2022 年６月２日＞　https://nordot.app/904691137956675584?c=39546741839462401

・無症状の子、検査は原則不要　医療機関に負担と専門家ら

＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904720567052189696

・8 割が検査免除、入国を迅速化　コロナ水際対策を緩和

＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904637147807973376?c=39546741839462401

****

[3] 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 92 号）

［官報］　令和４年６月３日　本紙　第 747 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220603/20220603h00747/20220603h007470002f.html

○厚生労働省令第 92 号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の九第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年６月３日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十三条の十一　令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達	第十三条の十一　令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスクの交付その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

****

[4] 反応熱推計支援ツール・示差走査熱量測定及び断熱測定データ・ CRW (Chemical Reactivity Worksheet) Ver. 4.0の使用方法・化学薬品の混触危険ハンドブック データ編　データベース　を公開しました

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2022年5月25日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2021_03.html

****

[5] *健康安全*

◇熱中症予防のために

＜厚生労働省　2022 年 6 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yEyxZfVtP-M3UNJY

◇妊婦の水銀ばく露と妊娠糖尿病との関連：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

（Association between whole blood metallic elements concentrations and gestational diabetes mellitus in Japanese women: the Japan Environment and Children’s Study）

＜国立環境研究所　2022 年 6 月 2 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20220520/20220520.html

---

◇マウスの精巣、36 度以上で精子作れず　研究者に人への影響も聞いた

＜朝日新聞　2022 年 6 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5054MSQ5WPLBJ001.html

ぬるま湯程度の温度でも、雄マウスの不妊の原因になるかもしれない――。自然科学研究機構基礎生物学研究所（愛知県岡崎市）などの研究チームが、マウスの精巣の培養実験で、36 度以上の温度環境では精子がうまく作られないことを明らかにした。ヒトにも注意すべき点があるという。

精子を作る臓器「精巣」は、ヒトを含む哺乳類の場合、陰嚢（いんのう）にある。温度は体内より低く保たれている。陰嚢を持たないイルカも、海水で冷やした血流で、体内の精巣を冷やす。

精巣が温められると精子の数の減少や、濃度の低下が起きることは、さまざまな研究で指摘されてきた。精巣を人工的に腹の中に引き上げたり、下半身をお湯につけたりして温める動物実験も行われてきた。ただ、温度を正確に管理できないうえ、ホルモンなどの内分泌の影響を受けている可能性もあり、温度と精子形成の詳細な関係は分かっていなかった。

チームはマウスの精巣を、温…

****

[6] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 194 号）

［官報］　令和４年６月３日　本紙　第 747 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220603/20220603h00747/20220603h007470002f.html

〇厚生労働省告示第 194 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四

条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年６月３日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イスはロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑼　（略） ⑽　（略） ⑾　ヨウ素・ポリビニルアルコール（目の殺菌消毒薬に限る。） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イスはロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑼　（略） ⑽　ベポタスチン （新設） 二　（略）

****

[7] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 942～950 号）

［官報］　令和４年６月２日　本紙　第 746 号　3～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220602/20220602h00746/20220602h007460003f.html

農薬の新規登録 42 件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 951～953 号）

［官報］　令和４年６月２日　本紙　第 746 号　5～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220602/20220602h00746/20220602h007460005f.html

農薬の登録失効 77 件が公示された。

◇農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年５月 26 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220119013

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年５月 27 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和４年５月 20 日生食発 0520 第１号）

＜厚生労働省　2022 年５月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220523I0060.pdf

生食発 0520 第１号

令和４年５月 20 日

都道府県知事

各　保健所設置市長　殿

特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 181 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬ウニコナゾールＰ、農薬オキサチアピプロリン、農薬カズサホス、農薬ピリベンカルブ、農薬フェナザキン、農薬ブロフラニリド及び農薬ペンディメタリン

第２　適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
ウニコナゾールＰ	米（玄米をいう。）、てんさい、キャベツ、芽キャベツ及びいちご
カズサホス	ばれいしょ、ごぼう、ほうれんそう及びいちご
ピリベンカルブ	にんじん、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
ペンディメタリン	米（玄米をいう。）、小麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、えだまめ、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗こうを除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、キウィー（果皮を含む。）、ひまわりの種子及び綿実

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴　別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。

⑵　今回残留基準値を設定する「ウニコナゾールＰ」とは、ウニコナゾールＰ及び E-R 体【(E)-(R)-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1H1,2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール】の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶　今回残留基準値を設定する「オキサチアピプロリン」とは、オキサチアピプロリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷　今回残留基準値を設定する「カズサホス」とは、カズサホスのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸　今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」とは、農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物Ｂ【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあってはピリベンカルブとすること。なお、今回の改正

に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹ 今回残留基準値を設定する「フェナザキン」とは、フェナザキンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺ 今回残留基準値を設定する「ブロフラニリド」とは、ブロフラニリドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻ 今回残留基準値を設定する「ペンディメタリン」とは、ペンディメタリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

２ その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農薬ウニコナゾールＰ、農薬オキサチアピプロリン、農薬カズサホス、農薬ピリベンカルブ及び農薬ペンディメタリンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

◇食品安全情報(化学物質)No.11(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 5 月 26 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202211c.pdf

****

[9] ***廃棄物関係***

◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和４年５月 23 日付け）に係る公告及び縦覧について

＜環境省　2022 年 6 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/111062.html

◇高校生も楽しめる資源循環・廃棄物研究情報誌オンラインマガジン環環 2022 年 5 月号

「河川マイクロプラスチック調査方法の共通化の取り組み」が公開されました。

＜国立環境研究所　2022 年 6 月 2 日＞　https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/top/202205.html

---

◇ゴミ“蒸し焼き”で金銀“取り出し”　相模原市が使う特別な「焼却炉」その仕組み

＜テレ朝 news　2022 年 6 月 1 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/3a4d23614580039a52bf01fd79d5f4003fef2a6b

回収したごみから金や銀を取り出すことに成功です。

相模原市環境経済局南清掃工場・沼田好明工場長：「見つかったのは貴金属・金・銀です」

相模原市で、ごみの中から金や銀が見つかり 3700 万円相当の収益に。

相模原市環境経済局南清掃工場・沼田好明工場長：「(ごみの中に) 金が転がっているものではない。基盤などは焼却処分している。そういった物から集まった」

相模原市が使う金銀が取り出せる焼却炉。1 日、特別に見せてもらいました。

相模原市のある清掃工場では、一般ごみや粗大ごみの一部を砂で蒸し焼きにするという方法を取っています。

ごみの多くの灰やガスになりますが、電子機器類の貴金属などは砂に堆積するため金や銀を回収することができるそうです。

相模原市環境経済局南清掃工場・沼田好明工場長：：「(ごみで出される) 電卓・小型ゲーム機、そういった物が想定される。基板の接合に金などを使うので集まり回収できた」

相模原市と民間企業の共同研究で昨年は金銀それぞれ 15 キロずつ約 30 キロが集まりました。

相模原市環境経済局南清掃工場・沼田好明工場長：「限りある資源が回収できたことは持続可能な社会に喜ばしいこと」

相模原市は、収益を施設の修繕費などに充てたいとしています。

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇脱石炭、早くも認識にずれ　G7 合意、日本は継続主張

＜共同通信　2022 年 6 月 1 日＞　https://nordot.app/904621234372755456?c=39546741839462401

先進７カ国（G7）気候・エネルギー・環境相会合が先週合意した共同声明を巡り、石炭火力発電所の廃止の認識で早くもずれが表面化している。海外では厳しい排出削減策が導入されない限り「ほとんどが 2035 年までに廃止」との受け止めが広がる。だが日本は技術革新を当て込み、利用を続ける方針。孤立が深まる恐れがある。

共同声明は、35 年までに電力部門の大部分を脱炭素化する目標を掲げ、二酸化炭素（CO2）の削減対策がない石炭火力発電所は、段階的廃止に向け「具体的な取り組みを優先させる」とした。

会合後、米紙ワシントン・ポストは「特に日本が影響を受けることになる」と報じた。

◇CO2 回収、脱炭素の柱に　エネオス社長、国は支援を

＜共同通信　2022 年６月２日＞　https://nordot.app/904746879374999552?c=39546741839462401

ENEOS（エネオス）ホールディングスの斉藤猛社長（59）は１日までに共同通信のインタビューに応じ、二酸化炭素（CO2）を回収し地中に貯留する「CCS」事業を脱炭素戦略の柱にする考えを示した。「技術的にも一番、現実的な処方箋だ」とし、2030 年度には事業を開始したい考え。

一方、現状では調査や開発に時間がかかり「採算が合わない」として、国の支援が不可欠だと訴えた。また CO2 の貯留が、周辺環境に影響を与える可能性にも触れ、「私企業に調整は難しいので、国と相談しながらクリアしていく」と述べ、事業化に向けた法整備も国に求めた。

****

[11] ***環境安全関係***

◇令和４年度東京湾環境一斉調査の実施について

＜環境省　2022 年６月２日＞　https://www.env.go.jp/press/111140.html

＜農林水産省　2022年6月2日＞　https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/220602.html

東京湾環境一斉調査は、多様な主体が協働し、東京湾の水質環境を対象に、多地点、同時期で一斉に行われる環境調査で、水質調査、生物調査、環境啓発活動等イベント開催状況の調査を実施します。

８月～10月に実施予定であり、調査に御協力いただける企業、市民団体等の方々による調査データを募集します。

本調査へ御参加いただける企業や市民団体の方々を募集します。本調査への参加を御希望の方は、令和４年６月17日（金）までに、別添資料に掲載されている各地方自治体の参加申込先にお申し込みください。

■　調査の概要（詳細は添付資料のとおり）

（１）　主催・後援

主催

東京湾再生推進会議モニタリング分科会

九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会

東京湾岸自治体環境保全会議

東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム

後援

一般社団法人　日本経済団体連合会

（２）　実施日

①　水質調査

令和４年８月３日（水）（予備日：令和４年８月10日（水））

②　生物調査

令和４年７月から９月

なお、実施時期の前後に実施される調査についても対象とします。

③　環境啓発活動等

令和４年７月から10月＊

＊　調査・活動の実施日・対象時期は目安であり、その前後に実施される調査・活動も対象とします

（３）　実施内容

東京湾の海域又は流域河川における以下のいずれかの調査又は活動

① 水質調査
溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、水温、塩分、流量、透明度、透視度等
② 生物調査
③ 環境啓発活動等
水質改善等に関する普及啓発活動を含むイベントの実施

（4） 参加対象機関
企業、NPO等の市民団体、大学・研究機関、九都県市ほか東京湾岸・流域自治体、国の機関

■ 結果の公表

本調査の結果については、下記ウェブサイトに概要を掲載する予定です。過去の調査結果についても同ウェブサイトを御覧ください。

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/Monitoring/General_survey/index.htm

---

◇（仮称）輪島ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022年6月2日＞　https://www.env.go.jp/press/111109.html

◇日本のSDGs達成度、世界19位に低下　増えた「最低評価」
＜朝日新聞　2022年6月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ612T70Q50ULZU007.html

日本のSDGs（持続可能な開発目標）の進み具合は、世界19位にランクダウン――。国連と連携する国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（SDSN）」は2日、世界各国のSDGsの達成状況をまとめた報告書を発表した。日本は年々、少しずつ順位を下げている。弱点はどこにあるのか。

報告書は「持続可能な開発リポート　2022」。データのある163カ国のSDGs達成度を比べた国別ランキングでは、フィンランドが2年連続で1位だった。トップ3は北欧諸国で、上位18位までは旧東欧の国を含む欧州勢が占めた。

日本は、昨年の18位から19位に順位を下げた。17あるSDGs目標ごとに、達成状況が「達成済み」「課題がある」「重要な課題がある」「深刻な課題がある」の4段階で表され、日本は六つが最低評価だった。昨年から変わらず最低評価だったのは、「ジェンダー平等」（目標5）、「気候変動対策」（同13）、「海の環境保全」（同14）、「陸の環境保全」（同15）、「パートナーシップ推進」（同17）の五つ。今年は新たに、持続可能な生産・消費を目指す「つくる責任、つかう責任」（同12）も最低評価に転落した。

ジェンダー・環境、なぜ日本は低評価? その理由は……

「ジェンダー平等」では、女…

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築FS調査事業の公募について
＜環境省　2022年6月2日＞　https://www.env.go.jp/press/111130.html

◇「令和元年６月28日農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件について（案）」についての意見・情報の募集について
＜農林水産省　2022年5月27日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003490&Mode=0

◇メトブロムロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2022年5月25日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_metobromuron_040525.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る指定リース事業者の採択について

＜環境省　2022 年 6 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/111108.html

◇令和４年度科学技術基礎調査等委託事業「活断層評価の高度化・効率化のための調査手法の検証」の採択課題の決定について

＜文部科学省　2022 年 6 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggRac7rg9lkodbH

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に 関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

＜国土交通省　2022 年 5 月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221010&Mode=1

[調査結果]

◇半世紀以上にわたる大学授業料の変遷をさぐる(2022 年公開版)

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2022 年 5 月 31 日＞

https://news.yahoo.co.jp/byline/fuwaraizo/20220531-00295977

****

[13] ***その他省庁発表***

◇公共建築工事積算基準等資料

＜文部科学省　2022 年 6 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggPac7tcQ3F5RbG

◇教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）　----> *末尾［付録］*

＜文部科学省　2022 年 6 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggPac7tcQ3F5RbI

****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について

6 月 15 日

＜厚生労働省　2022 年 6 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7GiVQdFJG8cTSHZY

(1)食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

(2)その他

・食品安全委員会（第 861 回）の開催について　　6 月 7 日

＜内閣府　2022 年 6 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai861.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・食品衛生法第１３条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「くん液蒸留酢酸」に係る食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 175 回）の開催について　　6 月 10 日

＜内閣府　2022 年 6 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_175.html

（１）動物用医薬品（セフロキシム）の食品健康影響評価について

(2) その他

・食品安全委員会 肥料・飼料等専門調査会（第 176 回）の開催について　　6 月 10 日、非公開

＜内閣府　2022 年 6 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_176.html

（１）飼料添加物（25-ヒドロキシコレカルシフェロール）の食品健康影響評価について

(2) 飼料添加物（塩酸L-ヒスチジン）の食品健康影響評価について
(3) その他

・「第15回生態影響試験実習セミナー」の開催と受講者募集のご案内
＜国立環境研究所(NIES)＞
https://www.nies.go.jp/risk_health/referencelab/referencelab_seminar_15.html
以下の要領で標記セミナーが開催される。

〇日程：7月6日（水）～8日（金）
〇場所：国立環境研究所　環境リスク研究棟
〇定員：現地参加10～12名（各機関1名まで）、
　　オンライン参加（座学・講演等のWeb配信の受講）は制限なし
〇セミナーの内容：
1. 魚類急性毒性試験におけるメダカ（Oryzias latipes）の症状診断についての解説および技術指導
2. ゼブラフィッシュ胚を用いた魚類胚期急性毒性（FET）試験（OECD TG236）についての解説および技術指導
3. 生態影響試験に用いる設備・器具等の紹介
4. 生態影響試験に関わる質問・相談
〇参加申込み方法：
下記URLの参加申込フォームより必要事項を記載の上、6月14日（火）までにお申込みください。
→ https://forms.office.com/r/1RtDVfqvjU

[開催記録、報告、資料等]

・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第７回）資料　　６月２日
＜厚生労働省　2022年6月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k214qXqTWolroiYBY
１．個人情報保護法の改正について
２．「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しに ついて
３．今後の予定
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第５回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第５回））　資料　　６月２日
＜厚生労働省　2022年6月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k214qXqTWolroiEBY
１．個人情報保護法の改正について
２．「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しに ついて
３．今後の予定

****

[15] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・サル痘について情報を更新しました。
＜厚生労働省　2022年6月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2FxkkR4V_SgTTIJY
・サル痘、30カ国550人に　感染拡大継続とWHO
＜共同通信　2022年6月1日＞　https://nordot.app/904745897964617728?c=39546741839462401
・その他の感染症を更新しました。
＜厚生労働省　2022年6月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0lZumxQf9yIZRghY

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年６月１日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220601.html
・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年６月２日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220602.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・血液に触れると素早く固まる物質開発 大量出血での応用目指す
＜NHK　2022 年６月３日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220603/k10013655151000.html
血液に触れると素早く固まる性質がある物質を開発することに成功したと東京大学のグループが発表し、大量の出血を止める止血剤として応用を目指したいとしています。
東京大学の酒井崇匡教授や血管外科の医師などの研究グループは、血液などの弱アルカリ性の液体に触れると急速に固まる性質がある高分子化合物を開発しました。
この物質を水とともにスポンジに含ませて、出血しているところにあてると、すぐに固まって出血場所を覆い、止血する効果があるということです。
動物を使った実験では、大静脈からの出血を１分ほどで止血できたとしています。
現在、使われている止血剤は、血液に含まれる成分を使って、固まる能力を補うものが多いということですが、今回、開発された物質は出血量が多く、血液が固まりにくい場面など、これまでは対応が難しかった場面でも効果を発揮する可能性があるとしています。
東京大学の酒井教授は「今回の物質を使うと出血への対応が比較的容易になるはずだ。止血剤として医療や救急の現場で使えるよう企業とも協力して国による安全性や有効性の審査の手続きを踏んで応用を目指したい」と話していました。

◇*その他*

・東大６位、日本の順位が下落傾向　アジア大学ランキング
＜共同通信　2022 年６月１日＞　https://nordot.app/904686341883625472?c=39546741839462401
　英教育誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（THE）は１日、今年のアジアの大学ランキングを発表した。日本からは東大が前年同様に６位につけた。京大は前年の 10 位から 12 位と順位を下げ、トップ 10 入りを逃した。
　日本勢でトップ 100 に入ったのは８大学で、国別では３番手だったが、２年前の 2020 年には 14 大学に上っており、THE は「日本の全体的な順位が下落傾向にある」と指摘した。
　トップ３の順位は前年と変わらず、中国の清華大、北京大にシンガポール国立大が３位で続いた。
　中東を含むアジアの 31 の国・地域の 616 大学が対象となる。

・理事長に林真理子氏内定　学長は元総長酒井氏選出へ―日大
＜時事ドットコム　2022 年６月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022060101089&g=soc
　日本大の田中英寿前理事長（７５）による脱税事件など一連の不祥事を受け、新体制の構築を進める日大の新理事長候補に作家の林真理子氏（６８）が内定したことが１日、関係者への取材で分かった。学長候補に元総長の酒井健夫氏（７８）が選ばれたことも判明。３日の理事会で承認された後、７月に就任する見通し。
　日大は新理事長について「５月末までの選出を目指す」としていたが、５月３０日にホームページで「より慎重に選考を進めたく、いま少しの時間が必要」として遅れることを発表していた。
　関係者によると、理事長は外部の有識者らで構成する委員会で選考し、林氏が内定したという。
　林氏は山梨県出身で、日大芸術学部を卒業している。

・大学進学率、地域差が最大３倍　厚労省資料、改善急務
＜共同通信　2022 年６月１日＞　　生活保護世帯の高校生の大学などへの進学率について、都道府県別で最大３倍近く地域差があることが１日、分かった。市民団体が厚生労働省の開示資料を分析した。困窮家庭を支援する団体や大学が近くに少ないといった違いによって地域差が生じているとみられる。経済的負担が重いことから全世帯平均に比べて低い進学率の解消に加え、地域差の改善が急がれる。

厚労省は生活保護世帯の大学進学率の全国平均を公表しているが、都道府県別は発表していない。研究者や自治体の生活保護ケースワーカーらでつくる市民団体「生活保護情報グループ」が厚労省に情報公開請求し、進学率をまとめた。

生活保護世帯の高校生の大学などへの進学率について、都道府県別で最大3倍近く地域差があることが1日、分かった。市民団体が厚生労働省の開示資料を分析した。困窮家庭を支援する団体や大学が近くに少ないといった違いによって地域差が生じているとみられる。経済的負担が重いことから全世帯平均に比べて低い進学率の解消に加え、地域差の改善が急がれる。

厚労省は生活保護世帯の大学進学率の全国平均を公表しているが、都道府県別は発表していない。研究者や自治体の生活保護ケースワーカーらでつくる市民団体「生活保護情報グループ」が厚労省に情報公開請求し、進学率をまとめた。

****

[付録]

◇島根原発2号機 知事が再稼働に同意 県議会で表明　　上記［1］関係

＜NHK　2022年6月2日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220602/k10013653941000.html

全国で唯一、県庁所在地にある松江市の島根原子力発電所2号機について、島根県の丸山知事は、2日の県議会で再稼働に同意する考えを表明しました。

松江市にある島根原発2号機は、原子力規制委員会の新しい規制基準に去年合格し、松江市の市長はことし2月、中国電力との安全協定に基づいて再稼働に同意することを明らかにしています。

島根県の丸山知事は2日の県議会で「再稼働は現状ではやむをえないと考え、容認する」と述べ、再稼働に同意する考えを表明しました。

理由については「産業や生活のために電力を維持する必要があり、現状では原発が一定の役割を担う必要がある」としています。

これで、安全協定に基づき、地元の県と松江市がいずれも同意し、中国電力は今年度中に安全対策の工事を終えて、その後、再稼働させる方針です。

全国で唯一、県庁所在地にある島根原発2号機は、原発から30キロ圏内の人口が45万人余りと全国の原発で3番目に多く、重大な事故が起きた場合、島根県は、一部の住民が広島県や岡山県などに広域避難するという避難計画を定めています。

島根県は今後、中国電力に安全対策の徹底を求めるとともに、国に対しては重大な事故の際の避難の支援や、原発への武力攻撃が想定される場合の態勢整備などを要請したいとしています。

松野官房長官「いかなる事情より安全性を最優先」

松野官房長官は、午前の記者会見で「どの発電所も、いかなる事情より安全性を最優先し、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた場合は、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというのが政府の方針だ」と述べました。

そのうえで「原子力は安定供給や経済効率性、それに脱炭素などの観点から重要な電源だ。特に、現下のエネルギーの供給制約や燃料価格の高騰が続く中で、安全性を大前提として最大限活用していくことが必要だ」と述べました。

そして「島根原子力発電所2号機の再稼働にあたって、地元の理解が得られたことは重要だ。引き続き、中国電力には安全確保を最優先に対応していただきたい」と述べました。

中国電力「安全性のさらなる向上を不断に追求していく」

丸山知事が再稼働に同意する考えを表明したことについて、中国電力は「コメントは差し控えるが、当社としては、安全性のさらなる向上を不断に追求していくとともに今後も当社の取り組みを丁寧にお伝えして参ります」としています。

島根原発2号機は福島第一原発と同じく「沸騰水型」

島根原発2号機は、平成元年2月に営業運転を始めました。原子炉の型は、福島県にある東京電力の福島第一原発と同じく原子炉で熱した水から蒸気を発生させてその蒸気でタービンを回す「沸騰水型」で、出力は82万キロワットです。

中国電力は島根原発 2 号機について、新たな規制基準に対応するため▽津波の被害を受けないよう高台に追加の非常用電源などを整備するほか、▽想定される地震の揺れの大きさにあわせた　施設の耐震性を強化することや▽重大な事故の際に原子炉の格納容器が破損するのを防ぐため、放射性物質の飛散を抑えながら容器内に充満した気体を外に放出する「フィルターベント」という装置を新設することなど、安全性を高めるための工事を今年度中に終える計画です。

島根原発は、全国で唯一県庁所在地にあって、重大な事故が起きた場合に屋内退避や避難が必要になる原発から 30 キロ圏内の人口が 45 万人余りにのぼり、全国の原発で 3 番目に多くなっています。

こうした中、県が実施する住民の避難訓練は、ことしは新型コロナウイルスの影響で中止になったほか、マイカーを使った避難訓練はこれまで実施されたことがないなど、避難計画の実効性を疑問視する声も上がっていて、島根県や松江市が避難の実効性をどう高めていくのかが問われることになります。

「沸騰水型」原発 国内では

国内には現在、廃炉が決まった原発を除くと、建設中を含め 17 原発 36 基の原発があり、このうち 27 基で、再稼働の前提となる審査が原子力規制委員会に申請されました。

このうち、審査に合格した 10 基が再稼働していますが、いずれも島根原発とは異なる「加圧水型」の原発です。

沸騰水型では、島根原発を含め、新潟県の柏崎刈羽原発の 2 基、茨城県の東海第二原発、宮城県の女川原発の合わせて 5 基が審査に合格しましたが、再稼働した原発はありません。

このうち、柏崎刈羽原発 6 号機と 7 号機は去年、テロ対策上の重大な不備が相次いで明らかになり、規制委員会が東京電力の再発防止策を確認する検査が継続中で、再稼働のめどが立っていません。

また、東海第二原発は、日本原子力発電による防潮堤などの安全対策工事が続いているほか、周辺の自治体の避難計画の策定が終わっておらず、再稼働の時期は見通せていません。

一方、女川原発 2 号機はおととし、地元の宮城県が再稼働への同意を表明していて、東北電力が再来年 2 月に再稼働させる方針を示しています。

そして、地元の島根県が再稼働に同意した島根原発 2 号機は、中国電力が今年度中に安全対策工事を終える予定で、その後、再稼働させる見通しです。

専門家 “長期停止 運転員の力量維持が課題”

島根原発について、かつての規制当局「原子力安全・保安院」で検査課長や審議官を務めた、原発の安全性に詳しい、政策研究大学院大学の根井寿規教授は「福島第一原発の事故後につくられた新しい規制基準に対応し、原子力規制委員会から許可も得られていて、安全対策工事も進んでいると理解している。ただ、原発の運転員は、停止から 10 年以上運転経験を積めていないほか、定年によるリタイアもあり、通常の運転に加えて緊急時の対応など、力量の維持が課題だ」と述べ、長期の運転停止による影響について指摘しました。

また、根井教授は、2010 年に島根原発 1 号機と 2 号機で機器の点検漏れが合わせて 500 件余り発覚し、中国電力のずさんな安全管理が問題になったことに触れ「当時、運転の現場を適切に管理できていなかった。点検漏れが生じないよう、現場も管理する側も、この 10 年でシンプルで分かりやすい仕組みに改善されたかどうかだ」と述べ、点検漏れなど安全管理上の課題解決が不可欠だと指摘しました。

そのうえで「中国電力を含め電力会社は、原発の安全管理の一義的な責任が自分たちにあることを意識し、国内だけでなく、海外を含めた最新の情報や知識を取り入れながら、より安全を目指す姿勢で臨むことが常に重要だ」と述べました。

知事の表明に松江市の人たちは

原発が立地する松江市では市民から賛同と反対の双方の意見が聞かれました。

このうち、50 代の男性は「日本や島根県のために必要だという判断であれば、安全対策をとって再稼働すればいい。知事の判断を信頼するしかない」と話していました。

島根原発がある松江市鹿島町出身の 20 代の女性は「安全性を高めながら再稼働して電力を供給してもらいたい。福島の原発事故のようなことが起きないようしっかり対策してもらって安心して島根で暮らしたい」と話していました。

一方、松江市の 20 代の女性は「東北の大震災があってショックだったし、あの事故がもう一度起きるかと思うととても怖いので再稼働には反対だ」と話していました。

また、松江市の 40 代の男性は「再稼働はよくない。世界的に原発ははやっていないし、なくても大丈夫ならないほうがいいと思う」と話していました。

丸山知事「懸念のもとになっている事柄改善を」

再稼働に同意を表明した島根県の丸山知事は県庁で記者会見し、重大事故に備えた避難計画の実効性を高めるとともに、政府に対して避難先での生活支援を要請していく考えを示しました。

この中で丸山知事は「県民の懸念や不安がある中での再稼働容認の判断なので、懸念のもとになっている事柄を改善していかなければならない」と述べ、重大事故に備えた避難計画の実効性を高めるため、対象地域の家庭ごとに複数の避難経路の周知を強化することや、新型コロナウイルスの影響で規模を縮小している避難などの防災訓練を感染状況をみながら実施していく考えを示しました。

そのうえで「避難が必要な状況になった場合には政府に対してプッシュ型の支援を求める」として、避難先での県民の生活支援を政府に要請していくと述べました。

また他国からの原発への武力攻撃に備えて、政府に対して「原発への武力攻撃を行ってもその国の利益にならないと思わせるのが一番大事なディフェンスラインでありそれをきちんとしてもらいたい」と述べました。

◇ウェブサイト上で「お得な定額パック　定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起

＜消費者庁　2022 年６月１日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028878/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_220601_0001.pdf

ウェブサイト上で「お得な定額パック　定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起を行いました。

・「追加費用なし」実際は高額　不用品回収２社を公表―消費者庁

＜時事ドットコム　2022 年６月１日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022060100879&g=soc

「追加費用一切なしのお得な定額パック」とうたいながら、不用品回収の際、事前に説明のない高額な処分費用を請求していたとして、消費者庁は１日、消費者安全法に基づき「ＡＤＷ」（東京都港区）と「Ｔｒｉｐｌｅ　Ｒ」（福岡県桂川町）の２社を公表し、注意喚起した。

同庁によると、２社は運営するウェブサイト「ＫＡＤＯＤＥ」や「不用品買取センター」で、定額で不用品回収を行うと告知。不用品や粗大ごみをトラックに積んだ後、「定額料金以外に別途処分料がかかる」「不用品が重い」などと説明し、処分費用を別途請求していた。２万円の定額パックを利用したつもりが、６０万円請求された例もあったという。

全国の消費生活センターには、２社に関し３９１件の相談が寄せられていた。

同庁は、「料金を支払った場合でも、消費生活センターが交渉して返金された例もある。すぐに最寄りのセンターなどへ相談してほしい」と呼び掛けている。

◇沖縄特産販売株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2022 年６月１日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028836/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220601_01.pdf

消費者庁は、沖縄特産販売株式会社に対し、同社が供給する「養力珪素」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・根拠のない表示で健康食品販売 会社に再発防止命じる措置命令

＜NHK　2022 年６月１日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/okinawa/20220601/5090018536.html

血管を強くして高血圧、高血糖、糖尿病を改善するなど、根拠のない表示をして健康食品を販売していたとして、消費者庁は、豊見城市の健康食品会社に対し、再発防止などを命じる措置命令を出しました。

措置命令を受けたのは、健康食品や沖縄の特産品を販売する、豊見城市にある「沖縄特産販売」です。
消費者庁によりますと、４年前から去年にかけて水溶性のケイ素を含む健康食品、「養力珪素」を販売する際、ダイレクトメールやチラシなどで、商品を混ぜて飲むなどすると、「血管を強くし高血圧、高血糖、糖尿病を改善する」とか、「二日酔いすることなく目覚めを良くする」などさまざまな効果が得られる表示をしていました。
消費者庁は、会社側に根拠になる資料の提出を求めましたが、決められた期限までに提出されなかったということです。
このため、消費者庁は表示には合理的な根拠がなく、景品表示法に基づく「優良誤認」に当たるとして、会社に対して再発防止などを命じる措置命令を行いました。
沖縄特産販売は「この商品は消費者の評判もよくクレームも無かったが、景品表示法に違反していて、消費者と関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことをおわびし、再発防止に努めます」と話しています。
会社側は商品を購入した人に対してコールセンターで対応するとしています。
電話番号は０１２０−３４５−９３５です。

◇教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）　　*上記［13］関係*

＜文部科学省　2022年6月1日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggPac7tcQ3F5RbI

4文科初第556号
令和4年6月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長　　殿

文部科学事務次官
義本　博司

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

参議院議員の通常選挙が近く行われる予定ですが、公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもありません。

特に、教育公務員については、教育基本法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動等をすることは禁止されています。さらに、教育公務員の職務と責任の特殊性により、教育公務員特例法において、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によることとされ、人事院規則で定められた政治的行為が禁止されています。また、公職選挙法においても、選挙運動等について特別の定めがなされているところです。

なお、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法に基づき、信用失墜行為の禁止に抵触する可能性があります。

この度の選挙に当たっては、下記の事項に留意の上、教育公務員が個人としての立場で行うか職員団体等の活動として行うかを問わず、これらの規定に違反する行為や教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、学校教育に対する国民の信頼を損なうことのないよう、その服務規律の確保について徹底をお願いします。

また、公立学校の教育公務員以外の職員及び教育委員会事務局職員等については、地方公務員法及び公職選挙法により政治的行為が制限されているところであり、公務員の政治的中立性を疑わしめる行為により、教育行政に対する国民の信頼を損なうことのないよう、その服務規律の確保について徹底をお願いします。

もとより、上記の制限に違反することは許されず、このような法令の遵守の徹底は任命権者及び服務監督権者の責務であり、本通知の趣旨をすべての教職員等に周知するとともに、非違行為を行った者には、厳正な措置をとられるようお願いします。

さらに、教育委員会の教育長及び委員についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び公職選挙法において、積極的に政治運動をすること及びその地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

以上の趣旨を貴部局及び貴委員会内、所管の学校並びに教職員に周知徹底くださいますようお願いします。また、都道府県認定こども園担当部局及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）認定こども園担当部局及び市町村（指定都市を除く。）教育委員会に対し、以上の趣旨をそれぞれの部局及び委員会内、所管の学校並びに教職員に周知徹底し、服務規律を確保するよう御指導方よろしくお願いします。

記

1　地方公務員法及び教育公務員特例法関係

(1)地方公務員は、地方公務員法第 36 条により、一定の政治的行為の制限がなされていること。

(2)公立学校の教育公務員（公立学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員）の政治的行為の制限については、教育が国民全体に直接責任を負って行われるべきものであり、一地方限りの利害にとどまらないという教育公務員の職務と責任の特殊性から、教育公務員特例法第 18 条により、国家公務員の例によるものとされていること。これにより、国家公務員法第 102 条及び同法に基づく人事院規則 14-7 に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。

(3)したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、公立学校の教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。

(4)本制限は、公務員としての身分を有する限り、勤務時間内外を問わず適用されるものであり（人事院規則 14-7 第 6 項第 16 号については勤務時間内に限られる。）、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。

(5)本制限に該当しない場合であっても、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法第 33 条に抵触する可能性があること。

2　公職選挙法関係

(1)公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するなどの行為も地位を利用した選挙運動とみなされること。(公職選挙法第 136 条の 2)

(2)学校教育法等に規定する学校の長及び教員（以下「教員等」という。）は、学校の児童生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されていること。(公職選挙法第 137 条)

(3)公務員であって参議院議員通常選挙においてその候補者となろうとするもので公職選挙法第 239 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為をしたものは、事前運動の禁止に違反して選挙運動をした者とみなされること。

(4)(1)については公務員としての身分を有する限り、(2)については教員等である限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。

(5)選挙権を有する者の年齢は満 18 歳以上とされており、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも選挙権を有する生徒が在籍していることを踏まえ、平成 27 年 10 月 29 日付け文科初第 933 号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に基づき、引き続き、高等学校等の生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう指導し、選挙運動その他の政治的活動について適切に対応するとともに、政治的教養の教育に当たっては、学校の政治的中立性の確保に留意すること。

３　その他

(1)選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記 2 の場合にあっては、処罰（2 年若しくは 1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金、選挙権及び被選挙権の停止）の対象となるものであること。(公職選挙法第 239 条第 1 項第 1 号、第 239 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 252 条第 1 項及び第 2 項)

(2)具体的事例について判断するに当たっては、適宜関係法令や関係判例を参照すること。
(3)ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布は公職選挙法においては可能とされているが（公職選挙法第142条の3第1項)、政治的目的をもってなされる行為であって人事院規則14-7第6項各号に掲げる政治的行為に該当するものは国家公務員法において禁止されていること。
（参考）教育公務員の違反行為の具体例
https://www.mext.go.jp/content/20220601-mext_syoki01-000022965_1.pdf
（別添２）参照条文
https://www.mext.go.jp/content/20220601-mext_syoki01-000022965_2.pdf
********** 以上 **********